

# 消費者問題確認書

調査番号 平成22年 第 720 号

この度、貴方が契約会社に行っている料金の未払いもしくは契約不履行に対して当該会社が管轄裁判所に訴状申請した事をお知らせ致します。

訴訟内容、取り下げ期日につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終催告、また御本人様と訴訟内容を確認する機関であり、当センターが貴方に対して訴訟を起しているのではありませんので予めご了承ください。

個人情報保護法に基づき御本人様からのご連絡をお願い致します。  
このまま連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出発となります。

尚も放置しておくと、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、ご注意ください。

※ 最近、個人情報を悪用し民事裁判制度を利用する業者の手口もみられますので、万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

相談受付時間 9:30～17:30 (土・日・祝日を除く)

(相談窓口) **03-3360-6074**

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-3-18 千代田ビル3F

財団法人 **生活支援事業センター**